

令和元年第3回柳津町議会定例会会議録

第8日 令和元年9月13日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 松村 亮	6番 伊藤 純	9番 齋藤 正志
2番 新井田 順一	7番 田崎 信二	10番 鈴木 吉信
3番 岩渕 清幸	8番 菊地 正	11番 伊藤 昭一
5番 磯目 泰彦		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 菊地 淳一
副町長 矢部 良一	保育所長 佐藤 清子
総務課長 金子 佳弘	教育長 神田 順一
出納室長 杉原 満	教育課長 横井 伸也
町民課長 新井田 理恵	公民館長 天野 美穂
地域振興課長 鈴木 秀文	代表監査委員 伊藤 光正

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩木 慎弥 主 査 鈴木 貴雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第1号	決算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第2	議案第72号	柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
日程第3	議案第73号	柳津町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第4	議案第74号	柳津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第75号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について

- 日程第 6 議案第 7 6 号 柳津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 7 号 柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 9 号 令和元年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 8 0 号 令和元年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 8 1 号 令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 8 2 号 令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 教育長の任命同意について
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 2 1 報告第 8 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 日程第 2 2 報告第 9 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 日程第 2 3 議員派遣について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、齋藤正志君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

決算特別委員会付託案件審査結果報告

令和元年第3回柳津町議会定例会において、本委員会に付託されました  
議案第78号 平成30年度柳津町歳入歳出決算認定について

1. 平成30年度柳津町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
5. 平成30年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
6. 平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
7. 平成30年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
8. 平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
9. 平成30年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 平成30年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 平成30年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、9月9日、10日の2日間、執行部より町長、各主管課長及び班長の出席を求め、

慎重に審査した結果、

議案第78号 平成30年度柳津町歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

令和元年9月13日

柳津町議会決算特別委員会

委員長 齋藤正志

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第78号「平成30年度柳津町歳入歳出決算認定について」を決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第72号「柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第72号「柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、中小企業等の振興に関する基本理念を定め、町及び関係団体の役割を明らかにし、中小企業等の経営基盤の強化及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため、条例を新たに制定するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第72号「柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本条例は12条からなるものでございます。

第1条であります。目的ということで、本町の中小企業等の振興に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の経営基盤の強化及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的として定めたものでございます。

続きまして、第2条であります。定義といたしまして、本条例における用語の意義を定めたものでございます。

第3条であります。基本理念としまして、中小企業等の振興は地域産業の持続的な成長及び地域社会の発展と活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し促進することとし、そのために地域経済及び雇用の担い手、地域資源の活用、関係者との連携した推進、経営資源の確保など基本的な理念のもと推進していくことを定めたものでございます。

3ページをお開きください。

第4条であります。町の責務としまして、中小企業等の振興に関する施策の策定、実施、実態の把握、意見の反映及び技術の向上や安定的な雇用の確保に対する継続的な支援並びに工事の発注、物品などの調達に当たり町内の中小企業者等の受注機会の促進に努めることについて定めたものでございます。

続きまして第5条であります。中小企業者等の役割としまして、事業活動を行うに当たっては経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の実現に取り組むとともに、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献し、地域の特色を生かした事業活動に取り組み、事業の持続的な発展を図るため自主的に円滑かつ着実な事業運営を図るよう努めるこ

とを定めたものでございます。

第6条であります、中小企業支援団体の役割としまして、中小企業者等の経営の改善及び向上に資するため、相互連携のもと積極的な支援を行い、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めることを定めたものでございます。

第7条であります、金融機関の協力としまして、中小企業者等の円滑な資金調達、経営の改善及び向上、並びに町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めることを定めたものでございます。

第8条であります、町民の理解及び協力としまして、中小企業等の振興が町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めることを定めたものでございます。

4ページをお開きください。

第9条であります、基本的施策の策定及び見直しとしまして、中小企業等の振興に資する施策を町振興計画に登載し、その成果を評価検証し、定期的に見直すことを定めたものでございます。

第10条であります、町が行う基本的施策としまして、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たり、中小企業者等の経営改善及び基盤強化の促進、事業継承及び創業促進、人材確保及び育成、調査及び情報の収集、提供、資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実などに関することについて、基本として行うことを定めたものでございます。

第11条であります、財政上の措置としまして、町は中小企業等の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものでございます。

第12条であります、委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるという内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号「柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第72号「柳津町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」は、承認をされました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第73号「柳津町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第73号「柳津町森林環境譲与税基金条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、森林環境譲与税が市町村へ交付されることに伴い、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に対する事業資金として基金へ積み立てを行うために、条例を新たに制定をするものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第73号「柳津町森林環境譲与税基金条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

本条例は7条からなるものでございます。

第1条であります。設置の目的ということで、国からの森林環境譲与税を財源とし、本

町における森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、柳津町森林環境譲与税基金を設置することを定めたものでございます。

第2条であります。積立てとしまして、基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを定めたものでございます。

第3条であります。管理としまして、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めており、また、必要に応じ有価証券に代えることができると定めたものでございます。

第4条であります。繰替運用としまして、町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるものと定めたものでございます。

第5条であります。運用収益の処理としまして、基金の管理及び運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものと定めたものでございます。

第6条であります。処分としまして、町長は基金設置の目的を達成するために必要と認めるときは基金の全部又は一部を処分することができるものと定めたものでございます。

第7条であります。委任としまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるという内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第73号「柳津町森林環境譲与税基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。





○議長

日程第4、議案第74号「柳津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第74号「柳津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、住民基本台帳法施行令が改正され印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第74号「柳津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

女性活躍推進の観点から、氏に変更あった者は住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正がされますので、柳津町においても、印鑑登録及び証明に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）により記録又は登録を受け」を、外国人登録法が廃止されておりますので、「に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録され」に改めるものであります。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に文言を改め、外国人登録法が廃止されておりますので「又は外国人登録証明書」を削るものであります。

ここから以下の改正につきましては、旧氏と外国人の通称の印鑑登録及び証明の手続等について所要の改正を行うものであります。

第5条の改正につきましては、印鑑登録申請の不受理等について関係各号の改正を行うものとし、第2項として、「町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」を加えるものであります。

第6条の改正につきましては、印鑑登録事項についての関係各号の文言の改正を行い、第7号「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を加えるものであります。

9ページをお開きください。

第9条第3号中「前項」を「第1項」に文言を改めるものであります。

第11条につきましては、印鑑登録証明書の記載について関係各号を改めるものであり、第5号「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を加えるものであります。

第15条第1項につきましては、印鑑登録の抹消についての文言の改正を行い、第6号として「外国住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき。（日本の国籍を取得した場合を除く。）」を加えるものであります。

第15条第2項につきましては、第1項で第6号を加えたことにより、第2項で指し示す号を「第7号」に改めるものであります。

附則、この条例は令和元年11月5日から施行する。この施行日につきましては、住民基本台帳法施行令の施行日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号「柳津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第75号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第75号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、自殺対策基本法による自殺対策協議会を設置することに伴い、報酬を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、私のほうから議案第75号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。柳津町における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、自殺対策協議会

を設置することに伴い、別表第1に自殺対策協議会会長7,500円、同委員7,000円と別表に加えるものであります。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第76号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第76号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

議案第76号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

今回の改正につきましては、平成29年度に改正しまして令和元年10月以降施行となっております軽自動車税の改正に関するものでございます。主な内容といたしましては、環境性能割の非課税や税額に関する内容の消費税引き上げに伴う軽減措置でございます。

消費税引き上げに伴う車体課税の大幅見直しということで3つほどございます。自動車取得税を廃止いたしまして軽自動車税の環境性能割を創設するということと、2番目に、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に変更する。3つ目といたしまして、環境性能や安全性にすぐれた車両を優遇する税率として普及を図ることでございます。

まず初めに、13ページでございます。

柳津町税条例の改正に附則第15条の2に次の3項を加えるということで、2項目、県知事はの分でございます。これにつきましては、環境性能割が非課税となるものの判断基準及び環境性能割の税率について定めております。その下の3項目、4項目につきましては、環境性能割の税金が車種性能等により変化するために、車両性能の認定を申請した者が誤った場合、誤った内容で認定を受けていたことによりまして税額が更正となる場合、追徴とされる場合につきましては、その誤って申告した者を不足額の納税義務者とみなし、4項につきましては、納付すべき税額に1割の過料を科するというものでございます。

下から3行目の軽自動車税の環境性能割の非課税ということで、第15条の2でございます。これにつきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した一部要件を満たす軽自動車税につきましては、環境性能割を非課税とするものでございます。

最後でございますが、14ページの上から5行目でございます。これにつきましては、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日の期間におきまして、環境性能割の税率を1%引き上げるというものでございます。

附則としまして、15ページでございます。この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第76号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第7、議案第77号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第77号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化に関する事業に取り組むために所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（登壇）

おはようございます。

議案第77号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

18ページをお開きください。

本改正の主な内容といたしましては、題名の改正、用語の整理、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更と必要な規定の整備を行うものであります。

題名を次のように改める。

柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例とするものであります。

用語の整理としましては、第2条から前条文中にあります「支給認定」を「教育・保育給付認定」等に改正を行うものであります。

第2条中第11号の次に第12号から第16号の5号を加えることによる項のずれであります。

第3条第1項中「、かつ、適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める文言の整理によるものであります。

19ページをごらんください。

第6条から中段第11条は、用語の整理によるものであります。

第3条中、中段であります。用語の整理のほかの文章は削除するものであります。第2項中も同様でございます。

下段にあります同項第3号中の改正につきましては、20ページをごらんください。

食事の提供に要する費用の取り扱いについてであります。次に掲げるア、イは、副食費の免除の対象者となっております。副食費を施設ごとに徴収することができるという内容であります。

21ページをごらんください。

中段、第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める文言の整理によるものであります。

第21条から次のページ、第36条は、用語の整理、語句等の改正であります。

22ページ、中段をごらんください。

第37条からは、特定地域型保育事業と特定子ども・子育て支援施設等の基準の一部改正であります。

23ページをごらんください。

第42項第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加えたことによる項ずれとなっております。

おります。

24ページをごらんください。

中段、第43条第2項中、用語の整理の次の文は削るものであります。

下段、第46条から49条は用語の整理であります。

25ページをごらんください。

第50条第1項を次のように改めるとありますが、準用規定により読みかえるものであります。

中段、第51条第1項中、また同条第2項中は、用語の整理及び同条第3項中に特別利用地域型保育の基準の一部を追加するものです。

26ページをごらんください。

中段、第52条第1項中、また同条第2項中は、用語の整理及び同条第3項中に特定利用地域型保育の基準の一部を追加するものです。

27ページをごらんください。

中段、附則第2条第1項中とあるのは、特定保育所に関する特例の改正であります。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とします。

附則第5条中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、連携施設の経過措置「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とするものであります。

以上で、議案第77号に関しましての補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第77号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第 8、議案第 79号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 9、議案第 80号「令和元年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 81号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 11、議案第 82号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 12、議案第 83号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 13、議案第 84号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 14、議案第 85号「令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 15、議案第 86号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 16、議案第 87号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 17、議案第 88号「令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第 18、議案第 89号「令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第 79号、議案第 80号、議案第 81号、議案第 82号、議案第 83号、議案第 84号、議案第 85号、議案第 86号、議案第 87号、議案第 88号、議案第 89号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 79号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第 80号「令和元年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第81号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第82号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第83号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第84号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第85号「令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入予算の補正であります。

次に、議案第86号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第87号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第88号「令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第89号「令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、補正予算につきまして補足してご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、繰越金の確定に伴いまして全予算につきまして補正がございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第79号「令和元年度柳津町一般会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1億5,213万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億3,469万5,000円とするものでございます。

地方債の補正で、第2条第2表のほうで地方債補正を表示しております。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正となります。

起債の目的、補正前、補正後の順にご説明をいたします。

町営住宅整備事業、3億1,390万円。これにつきましては、町住宅の充当率100%と見ておりましたが、75%でございましたので、これについて補正して上げさせていただいております。補正後につきましては2億3,430万円でございます。

その下の過疎地域自立促進特別事業でございます。5,750万円、これにつきましては、町民バス等の管理費でございますが、額確定によりまして5,370万円に補正させていただいております。

続きまして、運動公園施設改修工事でございます。これにつきましては、当初基金から取り崩して行ふべきということでございましたが、過疎債に対応できるということで申請したところ、820万円の補正になったところでございます。

その下の臨時財政対策債でございます。これにつきましては、発行可能額の確定により減額となりまして6,660万円となったところでございます。

合計いたしまして、10億5,560万円のところ、補正後につきましては9億7,300万円になったところでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳入となります。

町税、軽自動車税、軽自動車税でございます。5万円の増になっております。これにつきましては、本年度から環境性能割現年課税が採になったことでございます。

その下の地方譲与税、森林環境譲与税、469万8,000円の増でございます。これにつきましても皆増でございますが、本年度より森林環境譲与税が設立になったものでございます。

地方特例交付金、地方特例交付金でございます。118万3,000円の増になります。これにつきましては、減収補てん特例交付金といたしまして個人住民税の減額になったもの、今年度新たに自動車税、また軽自動車税の減収補てんになった分の特例交付金のものがございます。

その下の地方交付税でございます。これにつきましては、普通交付税の額の確定に伴いまして1億2,514万9,000円を補正するものがございます。

続いて、次のページになります。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金でございます。37万6,000円の増額になります。これにつきましては、農地等災害復旧事業受益者分担金ということで、石生、石坂、小巻3地区によるものがございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金347万6,000円の増でございます。これにつきましては、本年10月からの保育料無料に伴いますシステム改修費でございます。これは10分の10で入ってくるようになっております。

国庫支出金、国庫委託金、民生費国庫委託金1,000円でございます。これにつきましては、額確定に伴うものがございます。

県支出金、県補助金、衛生費県補助金でございます。120万円の増でございます。これは今年度より福島県が市町村先駆的健康づくり実施に伴う補助金を設定いたしております。柳津町におきましては120万円という形で上げさせていただきます。

続けて、次のページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、商工費県補助金でございます。22万6,000円の減額になります。これにつきましては、福島県消費者風評対策市町村交付金でございます。今までは4月から3月までの事業で行ってございましたが、本年度につきましては4月から1月までの期間ということで、それに伴いまして減額になったものがございます。

県支出金、県委託金、総務費県委託金7,000円の減でございます。これにつきましても、額確定による減額となったところでございます。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金でございます。760万円の減額となります。これにつき

ましては財政調整基金繰り入れということで、当初、補正前につきましては2億円、1億8,000万円なものですから、財政調整基金の繰り入れにつきましては2,000万円ほど減額となったものでございます。

公共施設整備基金繰入金でございますが、これは公共施設ということで運動公園のプールの舗装分を基金からという形でやりましたが、それにつきましては組み替えになったので減額となったものでございます。

震災復興基金繰入金につきましては、風評対策事業へ充当する60万円でございます。

減債基金繰入金1,800万円でございます。これにつきましては、歳計剰余金2億79万9,000円から今年度繰り越しになりました6,087万3,000円を引いたところ、1億3,992万6,000円になりました。その2分の1以上につきましては、基金に組み入れするか、繰上償還という形で予定しております。これにつきましては、後から出ますが減債基金を使いまして繰上償還8,817万8,000円を行うために減債基金繰入金として1,800万円計上したところでございます。

森林環境譲与税基金繰入金につきましては、240万円でございます。これは森林環境譲与税につきまして活用する事業に充てるものでございます。

続いて、次ページになります。

繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度繰越金で30年度の歳入歳計外2億79万9,000円から繰り越した分、一般会計分6,087万3,000円を引いた分でございます。そこから予算の4,500万円を差し引いた分で9,492万5,000円ということで補正をさせていただきます。

諸収入、雑入、雑入でございます。1,150万7,000円の増となります。内訳といたしましては、雑入で西山中学校の備品を無償ではないけれどもという形で販売、バザーをやったところ、協力金として3万3,000円入ったものでございます。

その下のコミュニティ助成事業につきましては、事業不採択ということで減額となっております。

その下の二酸化炭素排出抑制事業等の補助金でございます。これにつきましては、再生エネルギーの施設策定の補助金でございます。これは10分の10ということでございます。

その下にあります福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金につきましては、本年度より交付になったものでございます。

その下の移設補償金でございます。これは野老沢地区の県道飯谷大巻線の拡幅工事に伴いまして、消火栓の移設に伴う補償金でございます。

その下のバス運行補償金でございます。これは県道柳津昭和線通行どめに係る町民バスに係る運行の補償金でございます。

町債でございます。町債、総務債でございます。380万円の減額になっております。これにつきましては、町民バス等の管理運営に伴いまして減額になったものでございます。

土木債でございます。7,960万円ほどの減額になります。これにつきましては、住宅使用料を除いた分の当初充当率100%としたものにつきまして補正で75%になったものでございます。

教育債につきましては、820万円の増額になります。これにつきましては、B & G海洋センターのプールの舗装分のものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

同じく臨時財政対策債でございます。740万円の減額になっております。これにつきましては、発行可能額の確定によりまして740万円減額するものでございます。

続いて、次ページをお願いいたします。

歳出となります。

総務費、総務管理費、一般管理費でございます。67万1,000円の増額になります。内訳としまして、備品購入費で当初ドライブレコーダーを47台分予定しておりましたが、メーカーが製造販売中止という形でございます。それに伴いまして、安全性、信頼性、日本製で3年以上保証がきくというもので補正した分の15台分でございます。

財政管理費414万9,000円でございます。内訳として賃金でございます。7月から採用になったために4・5・6と3カ月分の減額分でございます。積立金469万8,000円につきましては、今年度創設されました森林環境譲与税の基金積立金でございます。

支所及出張所費でございます。17万6,000円の増でございます。これにつきましては、備品購入費といたしまして今、支所地区の冷暖房機械が壊れております。それに伴って冬期間ストーブを2台という形で計上したものでございます。

土地利用計画策定費7,000円の減でございます。これにつきましては、額の確定によるものでございます。

電算管理費につきましては、386万3,000円の減額となっております。これにつきましては、負担金補助及び交付金ということで、当初、総務費のほうの計算センター負担金でとったものでございますが、保育所の子育て支援の保育料無料化の対応分347万6,000円と介護保険で介護保険制度の改正分につきましては原価で申請するというところでございますので、これに

つきましては予算の組み替えでございます。

庁舎管理費6,000円でございます。これにつきましては、人事異動に伴いまして防火管理者の資格取得の受験手数料でございます。

町民バス管理費でございます。129万4,000円の増額になります。内訳としましては、委託費として柳津昭和線の道路通行どめによります代替運転業務の委託料でございます。工事請負費につきましては77万2,000円でございますが、これは町民バスのバス停を13基設定するものでございます。

続いて、次ページをお願いいたします。

総務費、徴税費、賦課徴収費104万3,000円の増でございます。内訳といたしまして、需用費でパソコン等のトナーカートリッジ代でございます。委託料につきましては、鑑定評価委託料といたしまして30年に3年に1回の評価がえを実施しておりますが、標準宅地鑑定評価として毎年実施しております時点修正業務分が反映されていないということで、96万3,000円をお願いするものでございます。備品購入費につきましては、申告用のモノクロのレーザープリンターでございますが、経年劣化によりことしの1月から3月の間に壊れてしまったので購入するものでございます。

総務費、選挙費、町議会議員選挙費3万円でございます。これにつきましては、費用として選挙管理委員会の分で社会を明るくするものと立候補者の説明会、候補者の届け、当選証書等4回分の費用弁償分でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。7万3,000円の増でございます。これにつきましては、先ほど条例で説明したように自殺対策協議会にかかわる委員長1名、委員8名分の報酬と旅費でございます。

老人福祉費211万8,000円の増でございます。これにつきましては、委託料として宅配の給食業務につきまして人数が増になったために16万7,000円ほど追加になったものでございます。

次ページでございます。

扶助費175万8,000円の増でございます。これは、養護老人ホーム会津長寿園に1名入所したための措置費でございます。繰出金でございます。19万3,000円、これは介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

障害者福祉費249万4,000円でございます。これにつきましては、償還金利子及び還付金といたしまして現在額確定によりまして返還するものでございます。

民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費356万3,000円の増でございます。内訳といたしましては、使用料及び賃借料ということで、冷蔵庫が7月に壊れましたのでその分の冷蔵庫をリースする料金でございます。また、負担金補助及び交付金ということで、これは10月から無料化になります保育料のシステム改修費347万6,000円、10分の10の補助でございます。

児童措置費1,000円につきましては、額確定によるものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費130万3,000円の増になります。報償費といたしましては、市町村の先駆的事業、健康づくりということで達成者への記念品代でございます。

次ページをお願いいたします。

需用費につきましては、その先駆的健康づくりの事務用品、消耗品4万円とコピー代3,000円でございます。役務費につきましては、健康づくりのための通信ということで郵券代でございます。委託料につきましては123万円でございますが、これは株式会社タニタヘルスのほうに健康づくりの事業をやってもらうための委託料でございます。

環境衛生費131万3,000円の増でございます。これにつきましては、簡易水道事業特別会計に繰り出すものでございます。

続いて、衛生費、清掃費、塵芥処理費でございます。14万4,000円の増額になります。これにつきましては、ごみ収集車のブレーキの故障によるものの修繕費でございます。

その下の農林水産業費、農業費、農業総務費でございます。1万3,000円の増でございます。これにつきましては、キャリアトラックのエコカー減税対象外ということで自動車重量税を1万3,000円お願いするものでございます。

農業振興費1,020万7,000円の増額でございます。これにつきましては、委託料として1,000万8,000円は再生エネルギー施設調査対策費でございます。現在、申請しておりまして、交付決定につきましては10月末になる予定でございます。補助金につきましては10分の10の補助金でございます。

次ページをお願いいたします。

19番の負担金補助及び交付金でございます。19万9,000円の増になります。内訳としまして、振興作物推進事業補助金につきましては、ニンニクの普及拡大事業という形で種代ということで2分の1の補助をしたものでございます。実り豊かなふくしまの産地整備事業負担金ということで、これはカスミソウ生産者への赤色防虫ネットの補助でございます。その下の園芸作物・花き産地力向上支援事業補助金13万9,000円でございますが、これにつきましては、パイプハウスの補助または先ほど言いました赤色防虫ネット等の補助でございます。



農地費63万9,000円の増額になります。これにつきましては、農道の久保田大窪線字北向地内のガードレールの修繕代でございます。

地域農政特別対策事業費につきまして10万円増額しております。これにつきましては、水不足のための水田農業支援の補助金でございます。

その下、農林水産業費、林業費でございます。林業総務費5万6,000円の増でございます。これにつきましては、庁舎のクーラーが壊れたものでその分の修繕代でございます。

林業振興費251万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、需用費6万円につきましては柳津保育所の木工体験の材料費でございます。その下の委託料でございますが、今年度より森林環境譲与税という形で35ヘクタールほど意向調査をとるための委託料でございます。その下の森林整備業務委託料でございますが、これにつきましては野老沢地区の遊歩道の整備事業でございます。また、野生動物がふえているということで、緩衝帯の整備、除伐でございます。それにつきましては3ヘクタール分でございます。負担金補助及び交付金7万4,000円でございますが、これにつきましては新規のわな、銃等を取得するため有害鳥獣捕獲従事者を支援する補助金でございます。積立金につきましては180万7,000円、森林環境整備基金元金の積み立てで180万7,000円ほど減額させていただきます。

次ページをお願いいたします。

同じように林業費の林道維持費でございます。123万6,000円の増額になります。これは委託料として林道猿倉線の橋梁点検業務でございます。川原田橋ということで、橋梁がやはり林道のほうでも終わらないと補助金がもらえないということで林道の橋梁についても委託するものでございます。

商工費、商工費、商工振興費22万6,000円でございます。これにつきましては、旅費から使用料及び賃借料でございますが、先ほど歳入のほうで確定に伴いまして組み替えを行ったものでございます。

観光費549万2,000円の増でございます。これにつきましては、報償費といたしましてオリンピック・パラリンピックに赤べこを柳津町として展示したいということでございますので、7万8,000円ほど増額されたものでございます。9番の旅費から20ページにございます使用料及び賃借料につきましては、柳津町が2年に一度開催されます全国町村会主催によりますイベント、町イチ！村イチ！というイベントにことしの2月採択になったところでございます。それに伴うものでございます。また、港区のお台場との交流費用、まるごとにつぼんのイベント等に使うものでございます。

戻りますが、19ページの11需用費の修繕費でございます。これにつきましては、せいざん荘のお湯を循環させる真空ヒーターの修繕代でございます。

続きまして、20ページの工事請負費でございます。361万9,000円でございます。これにつきましては、つきみが丘町民センターの源泉昇温用熱交換器が故障になってしまったもので、361万9,000円を上げさせていただいております。その下の備品購入費でございます。これにつきましては、地域おこし隊のパソコン代でございます。繰出金としてスキー場特別会計のほうに6万9,000円の増繰り出すものでございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持費でございます。667万円の減額になっております。内訳といたしまして、需用費197万7,000円につきましては、地区要望または除雪時支障となります横断側溝等の修理代でございます。委託料149万円でございます。これにつきましては、運動公園線の消雪施設等の調査委託料でございます。

次ページをお願いいたします。

備品購入費でございます。1,013万7,000円の減額になります。これにつきましては、除雪ドーザを購入したためにその差金でございます。

道路新設改良費2,135万6,000円でございます。これにつきましては、工事請負費として2,135万6,000円、道路施設改良費として上げさせております。内訳といたしましては、五疊敷大成沢線の道路改良分でございます。これにつきましては435万6,000円という形で、道路が急カーブになっておりますので、そこに河川があるということでボックスカルバートをやるものでございます。もう一つにつきましては、鶺鴒工業団地線ということでシモンの工場の入り口でございますが、1,700万円の工事費を上げさせていただいているところでございます。

土木費、河川費、河川総務費35万円の増額でございます。これにつきましては、準用河川の下藤川、のり面崩壊しておりまして、重機等の借上代でございます。

土木費、住宅費、公営住宅管理費5万9,000円でございます。これにつきましては、消防設備の点検ということで大平団地1号棟・2号棟、柳ヶ丘団地に消火器を置いたところ、その任意点検という形の点検手数料でございます。

公営住宅整備等事業費でございます。750万円でございます。これにつきましては、委託料といたしまして、新たに独身住宅を建てたいということで設計委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

消防費、消防費、消防施設費でございます。62万8,000円の減額でございます。内訳とい

たしまして、工事請負費57万8,000円につきましては、野老沢地内の県道飯谷大巻線の各工事に伴う消火栓の移設費でございます。備品購入費120万6,000円の減額でございます。これにつきましては、消防用の備品購入ということですが、事業不採択により減額したものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費、補正はございませんが、県道柳津昭和線の小ノ川路線におきましてバス代替、スクールバスの分が一般財源からその他の収入ということで入ってきますので、その分の入れかえでございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費でございます。9万3,000円の増でございます。これにつきましては、B&Gスポーツ大会が県大会ということで数年に1回柳津町に来まして、その分の職員の超過勤務代でございます。

活性化施設管理費でございます。87万8,000円の増額でございます。これにつきましては、修繕費ということでふれあい館の空調機が壊れているものと火災報知機でございますが、電源基板が壊れていまして交換しないと間に合わないというものでございますので、その修繕代でございます。

美術館管理費でございます。146万6,000円の増額になります。内訳といたしまして、需用費115万3,000円、修繕代でございます。これにつきましては、スロープの手すりの修繕、シロアリの分の予防と多目的コーナーということで、あと真空ヒーターが壊れまして床とスロープ等の融雪ができない状態ということで修繕代が入っております。その下の役務費6,000円でございます。これにつきましては、防火管理者資格のための受講料の手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、備品購入費でございます。これにつきましては30万7,000円でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊の備品でございます。風呂釜とかガスコンロ、照明等一式でございます。

続きまして、教育費、保健体育費、運動公園管理費でございます。113万1,000円の増額になっております。内訳といたしまして、需用費88万円につきましては、海洋センターの体育館の漏水修繕、20万円ほどかかります。あと、グラウンド照明の分の、直したんですが、今度は安定器が壊れてしまったということでございます。役務費として24万3,000円でございます。これにつきましては、音波による漏水調査をしたところ、それでもどこが漏水しているかわからないということで、トレーサーガス式、水素窒素混合ガスをやりまして漏水箇所

を発見するような手数料でございます。

災害復旧費、町単独災害復旧費、農地等災害復旧費でございます。142万2,000円の増額になっております。内訳といたしまして、使用料及び賃借料につきましては、先ほど申しました石生、石坂、小巻地区の重機借上代でございます。原材料費につきましては、それに伴いまして災害用の材料費でございます。

林道施設災害復旧費でございます。160万5,000円の増額になっております。これにつきましては、林道大平山線の水路が壊れておりましたので、その修繕代でございます。

土木施設災害復旧費414万円でございます。これにつきましては、使用料及び賃借料といたしまして123万1,000円でございます。これにつきましては、現在、二本木石神線の大型土のう等、あとは小巻の部の小窪線ののり面崩壊に伴う重機使用料でございます。

次ページになります。

工事請負費でございます。290万9,000円でございます。これにつきましては、傾城沢の三面張りの水路が壊れているということで、その分を復旧するものでございます。

公債費、公債費、元金としまして8,234万9,000円の増額になります。これにつきましては、繰上償還ということで8,817万8,000円償還するものでございます。上にあります減額になるものにつきましては、来年の3月、定期の償還金に伴う減額分でございます。

予備費、予備費、予備費でございます。254万4,000円増額ということでお願いしたいと思っております。

○議長

ここで説明をとめてください。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。

再開は11時30分といたします。（午前11時20分）

○議長

では、議事を再開します。（午前11時30分）

◇ ◇ ◇

○議長

それでは、引き続き補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

30ページをお開きください。

議案第80号「令和元年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3万万5,000円とするものでございます。

35ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金2,000円でございます。

次ページをお願いします。

歳出の部として、予備費で2,000円を補正するものでございます。

続きまして、議案第81号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1,843万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億902万6,000円とするものでございます。また、既定の施設勘定、歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8,567万3,000円とするものでございます。

42ページをお開きください。

歳入でございます。

国民健康保険税、これにつきましては、6月の住民税確定に伴いまして7月に本算定をしたものでございます。その確定に伴いまして一般被保険者国民健康保険税、中段にあります退職被保険者国民健康保険税、それぞれ増減になったものでございます。一般被保険者国民健康保険税につきましては247万1,000円の減額となります。退職につきましては53万6,000円の減額となります。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして2,143万7,000円を増額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

国民健康保健事業費給付金でございます。これにつきましては、福島県が本年度の納付額を確定したものである増減でございます。一般被保険者給付分につきましては109万3,000円の減額、退職被保険者医療給付分につきましては17万円の減額となったものでございます。

その下の後期高齢者支援金分でございます。これにつきましても、一般被保険者後期高齢者支援分でございますが24万3,000円の減額、退職被保険者後期高齢者支援等につきましても3,000円の減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じように、今度は介護給付分でございます。これは、介護給付分としまして49万8,000円増額になったものでございます。

諸支出金、償還金利子及び還付加算金でございます。これは一般被保険者保険税の還付金でございますが、現在還付予定額が70万円ほどございますので、今後見込みまして43万2,000円ほど増額するものでございます。

予備費でございます。1,900万9,000円増額するものでございます。

49ページをごらんください。

国民健康保険の施設勘定でございます。

歳入でございます。

繰越金9万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費で6,000円の増額になっております。これにつきましても、防災管理者として資格取得のための受講手数料でございます。

予備費といたしまして、10万1,000円を減額するものでございます。

続いて、51ページでございます。

議案第82号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5,145万8,000円とするものでございます。

56ページをお開きください。

歳入でございます。

これにつきましても、同じように本算定により額が確定になったものでございます。後期高齢者医療保険料につきましても、62万円増額になったものでございます。

その下の繰越金でございます。4万1,000円につきましても、前年度の額確定によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

広域連合納付金でございます。これにつきましても、本年度の広域連合納付金の確定によるものでございます。保険料等負担金が66万9,000円増額になったものでございます。

予備費として8,000円減額させていただきたいと思えます。

続きまして、議案第83号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1,730万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5億5,986万6,000円とするものでございます。

63ページをお開きください。

歳入でございます。

これにつきましても、本算定による額確定によるものでございます。保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料でございます。68万1,000円の減額となったものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金でございます。19万3,000円ということで、これにつきましては介護保険の制度、報酬改定に伴うシステム改修費でございます。10分の10の補助になっております。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、19万3,000円の増額になったものでございます。

次ページをお願いいたします。

繰越金、繰越金でございます。これにつきましては、1,760万2,000円は前年度繰越金の額確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費38万8,000円の増でございます。これにつきましては、介護保険の報酬の法改正に伴うものでございます。

保険給付費、介護サービス等諸費でございます。居宅介護サービス給付費から特別居宅介護サービス等に組み替えするものでございます。これにつきましては、社会福祉協議会につきましては人員が不足になったということで、居宅介護から特別居宅介護ということで組み替えになったものでございます。

予備費につきましては、1,691万9,000円増額ということでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

議案第84号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

総額から歳入歳出それぞれ1万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,412万6,000円とするものでございます。

71ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金につきまして一般会計繰入金としまして131万3,000円でございます。これにつきましては、歳出で出てきます修繕費82万9,000円と繰越金48万4,000円を足して131万3,000円としたものでございます。

続いて、繰越金でございます。48万4,000円、前年度繰越金の額確定による減額でございます。

諸収入、雑入、雑入でございます。これにつきましては、84万8,000円ということで、水道移設補償金でございます。前回の定例会のときに銀山川の河川改修に伴いまして若松建設事務所から協議がありまして、それにより工法変更、また、水道管の移設が必要なくなったために減額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

簡易水道事業費、簡易水道事業費の簡易水道事業費でございます。1万9,000円減額するものでございます。内訳といたしまして、需用費として先ほど言った修繕費と……、済みません。間違えました。申しわけありません。これにつきましては、小ノ川の浄化場の膜が、破断検査ということで機械が壊れておりまして、それにつきましての修繕分でございます。また、小巻地区のポンプ場からも現在LD回線を使っているところですが、今現在、中央監視装置につきましてはフレッツ光回線及び専用回線で運用を行っているところでございます。機器がやはり、ふん害が発生するというので、その分の修理代でございます。

続いて、次ページをお願いしたいと思います。

議案第85号「令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

これにつきましては特にございませんが、76ページをお願いしたいと思います。

歳入の部でございます。

繰入金として6万9,000円を一般会計から繰り入れいたしまして、繰越金ということで6



万9,000円前年度減額ということでございます。

続いて、77ページをお願いしたいと思います。

議案第86号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」でござ  
います。

歳入歳出それぞれ1,725万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ1億795万円とするも  
のでございます。

82ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰越金、繰越金につきましては、25万円の増額でございます。これにつきましては、前年  
度額確定によるものでございます。

県支出金、県補助金、総務費県補助金でございます。1,700万円でございます。これにつ  
きまして、農業集落排水事業につきましては今現在、西山、郷戸、野老沢、大成沢、藤の5  
地区で処理を行っているところでございますが、20年経過しているのが西山の排水事業施設  
でございますが、調査事業につきましては最適化整備事業補助金ということで施設を長命化  
するための補助金でございます。これについて1,700万円計上したものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、施設管理費1,750万円でございます。これにつきましては、委託料  
として最適化整備構想策定業務委託料として先ほど申したものでございます。

予備費につきましては、25万円減額させていただきたいと思えます。

続いて、議案第87号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」でご  
ざいます。

歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,331万9,000円とするも  
のでございます。

89ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰越金として76万7,000円増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

予備費に76万7,000円追加するものでございます。

続いて、議案第88号「令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）」で  
ございます。

歳入歳出それぞれ3万9,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ206万1,000円とするも  
のでございます。

96ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金を3万9,000円減額するものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

予備費で3万9,000円減額するということでございます。

議案第89号「令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」でござ  
います。

これにつきましても、歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それ  
ぞれ308万8,000円とするものでございます。

103ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

前年度繰越金ということで28万8,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

予備費につきまして28万8,000円を増額するものでございます。

以上で、補正予算につきましては説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

7番、田崎信二君。

○7番

では、議案第79号の一般会計補正予算についてですが、20ページ、15節の工事請負費につ  
いてでございます。今回、機器設置工事ということで町民センターの修繕に対しての支出  
361万9,000円ということですが、過去の数字を参考にしますと、平成29年には271万7,571円  
ほど修理費がかかっていまして、平成30年ですと1,305万2,880円ということの修理費です。

今回、補正でもって361万9,000円ということで、かなり二、三年前あたりから修理費等修繕費がかかっているようでございます。これに対して、昨年度かおととしかわかりませんが、町民センターの改修工事というか、それをどうしたらいいのかということで多分プロジェクトチームの立ち上げがされたのではないかと思いますので、その辺についてお聞かせ願って、もし立ち上がっているんでしたら、実際今現在でどのような経過というか、進められているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

7番、田崎議員にお答えいたします。

町民センター、確かに54年からということで古い建物になってきておりまして、毎年確かに修繕費のほう、かさんできているところでございます。

今おただしのとおり、昨年プロジェクトチームという形で、検討委員会という形で庁内での部分が立ち上がっております。今年度になってからまだ実施はされておりましたが、昨年で必要な施設等の確認、県のほうに出向きまして建築関係のほうの助言を3月に受けてきております。その後、なかなか動けなかったところは大変申しわけございませんが、今現在、町の図面等ができあがる前に関係団体との話を進めたいということで、特に意見について聴取をしたいということで打診しておりまして、10月に開催というような流れで今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長

7番、田崎信二君。

○7番

経過がわかったんですが、実際、自己資本で建設なりするとなればかなり高額な支出になるかと思うんですが。多分県なり国の事業を利用されると思うんですが、その辺の事業が実際に今あるのか、ないのか。あるとすれば、これから将来にわたっていつまでもあるわけではないと思うので、大体期間というか、多分期限があるはずだと思います。大体いつごろだか、わかる範囲で。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

7番議員にお答えいたします。

まず、町民センター、コミュニティー部分、また宿泊部分というふうにいると分かれておりますが、現在のところ、まだどの部分の国の予算を、期限はもちろんあるんですが、私のほうで期限は今まだ、いろんな予算はあると思うんですが、定かではございませんが、そちらの部分でどのような建物にするかということによりまして借りるお金等も補助金の申請も変わってくると思いますので、そちらにつきましても今協議中という形でございますが、できればなるべくそういったものが使えるような、例としましてはエネルギー関係の部分に使うとか、エコ関係に使えるようなものが、使えるのであれば建物もそういった方向でやればよいというふうには今現在思っております。

以上でございます。

○議長

7番、田崎信二君。

○7番

状況もある程度わかってきました。

最後に、町長から町民センターに対する思いというか、その辺をどういうふうに考えているのかお聞かせ願って終わりたいと思います。

○議長

町長。

○町長

町民センターにつきましては、建築から60年近くたっていると。非常に老朽化が進んできております。しかしながら、今、議員おただしのおり、非常に多くの修繕費等がかかってきておりまして、なるべく速やかに今後どうするのかという結論を出していかなければいけないと思いますけれども、今、現時点では宿泊施設として民間の業者の方なるべく競合しないように、いろんな意味で話し合いを進めていって合意が得られるところで、落としどころで考えていきたいというふうに思っておりますので、話し合い自体は速やかに入りたいと思っております。

以上です。

○議長

7番、田崎信二君。

○7番

結構です。

○議長

ほかにごいませんか。

10番、鈴木吉信君。

○10番

予算関係の書類の23ページ、教育費、聞き間違いしたかどうかわからないんですが、先ほどの説明で屋根が漏れているのでその検査をするための手数料として24万3,000円、そのような説明だったと思うんですが、それに間違いございませんか。どうですか。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

教育費の運動公園管理費の88万8,000円の部分の……

○議長

24万3,000円。

○公民館長

24万3,000円、そちらは体育館の水道の漏水のほうで、管がぐるりと体育館の周りを回っているんですが、ごくごく微量のために普通の検査では発見されなかったということで、ガスを注入してそのガスで発見する方法をとれば見つかるのではないかとということで上げさせていただきました。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

済みません。春先に我々が武道館の中に入ったときに、バケツが並んでいて雨漏りがしておられました。その雨漏りというものは直ったんでしょうか。どうでしょうか。

○議長

公民館長。

○公民館長

武道館のほうの雨漏りも、常時漏れているのではなくてたまに漏れたり、また、雨降った上がりでも漏れなかったりという状況なので、今、経過観察中です。直しておりません。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

自分はそっちのほうの、雨漏りのほうの対応をされるための予算かと思ったんですが。やはり本当に思うのには、ふいたばかりの屋根が雨漏りしているというような状況なので、何とか業者さんと話を語って何とかなればいいんですが、もう時間も過ぎておりますので。どのような対応をされるのか伺っておきたかったもので質問してみたわけなんです。今現在、館長としてはどのような考えでおられますか。

○議長

公民館長。

○公民館長

まず原因、どこが漏れていてどういうときに漏れるのかというのを、観察をしていきたいと思います。それで、どのぐらい、どういう方法でどうやって直したらいいのかというのは、わかった時点で手を打ちたいというふうに思っております。（「結構です」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

9番、齋藤正志君。

○9番

私のほうは、65ページ、介護保険特別会計の補正予算なのでありますが、2款保険給付費、この居宅介護サービス給付費が特別居宅介護サービス給付費のほうに組み替えだということですが、これはヘルパーさんが少なくなったので組み替えになったという説明でございましたが、実際今この訪問介護をされているヘルパーさん、有資格者、何人ぐらいいて、どのぐらい必要だからこうなっているのか。それと、それによって受ける方の住民サービスの低下はないのか。また、特別に何かこれによって措置をしているのかをまずは伺いたします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

それでは、お答えいたします。

居宅介護サービスから特例居宅介護サービスに、社会福祉協議会のヘルパーの人数の減に伴いまして県指定から町の指定に変わったもので組み替えしております。

ヘルパーの職員数については、常時の職員1名、登録ヘルパーが4名から5名、確かな数字はあれなんですけれども4名から5名いるところです。

今、住民サービスで困っているというところは、坂下ヘルパーさんにもお願いをして坂下からヘルパーを派遣してもらっているところではあるんですけれども、やはり坂下からですと柳津町内はヘルパーさんに入ってもらえるんですけれども、西山のほうへとなると、距離もありましてなかなか西山のほうへはというところで、西山のほうでちょっと待ってもらっている方はいらっしゃる状況になっております。坂下ヘルパーを柳津に入っていて、柳津のヘルパーさんを西山に行っていただけないかというところで社協のほうと話し合いを持ちたいところなんです、なかなか冬期間西山のほうへ行くのが、冬期間の通勤がちょっと不安だというところで今のところ対応が、サービスを待っている方がいらっしゃる状況にはなっているので、早急に解決策を見出してどうしたらいいかという話し合いを持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

9番、齋藤正志君。

○9番

やはり待っている人がいるというか、そういう影響が出ているということは、余りよい傾向ではないと思います。ましてや今まで柳津町、ほとんど知っている人をお願いしていたのが、坂下から来てわざわざやっていただくということも、サービスを受ける側としては違和感があるのかなということもございます。有資格者、いろんな形で退職されていく方いらっしゃいますし、また、この介護関係というのは非常に人が集まりにくい環境でもあります。本当に一生懸命というか、力を入れてこの対策、早急にご指導いただくようお願い申し上げます。

答弁は結構です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第79号「令和元年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第80号「令和元年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第81号「令和元年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第82号「令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第83号「令和元年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決



定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第84号「令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第85号「令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第86号「令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第87号「令和元年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第88号「令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり

り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第89号「令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第19、議案第90号「教育長の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号「教育長の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、神田順一氏が令和元年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。(午後0時03分)

なお、神田教育長につきましては退出いただきます。

○議長

議事を再開します。(午後0時04分)

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りをいたしました議案第90号

住 所 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷56番地の7

氏 名 神 田 順 一

生年月日 昭和32年11月29日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「教育長の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

それでは、教育長の議場入室を求めます。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第20、議案第91号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第91号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、鈴木 亘氏が令和元年9月30日をもって任期満了になることにより、提案をするものであります。



○議長

暫時休議いたします。（午後0時07分）

○議長

議事を再開します。（午後0時08分）



○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました議案第91号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田480番地

氏 名 鈴木 亘

生年月日 昭和40年1月11日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第91号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。



○議長

日程第21、報告第8号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第8号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より、平成30年度経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告をするものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、私のほうから補足説明をいたしたいと思います。

報告第8号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」補足して説明をいたします。

お手元の平成30年度収支計算書により報告をさせていただきたいと思います。

それでは、1ページ目をお開き願います。

収支計算書総括表であります。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターからほっといんやないづまでの合算が合計額となっております。

それでは、まず収入の部であります。事業収入のうち売上でございます。2億1,864万8,715円。続きまして、利用料でございます。4,572万3,090円。雑入281万3,570円。受託収入450万2,759円。指定管理料1,460万円。当期収入合計2億8,628万8,134円でございます。

続きまして、支出の部でございます。まず、一般管理費でございます。うち人件費9,118万2,010円でございます。

次のページをお開きください。

需用費でございます。需用費のうち消耗品費でございますが、744万2,978円。燃料費480万4,646円。光熱水料費2,501万8,339円。修繕費151万4,698円。印刷製本費31万737円でございます。その他でございます。その他のうち交際費につきましては、4万9,660円。旅費につきましては48万4,418円。一番下の通信運搬費でございますが、163万2,676円となっております。

次のページをお開きください。

役務費（手数料）でございます。209万2,710円。広告宣伝費67万7,716円。使用料及び賃借料1,151万6,648円。

次のページをお開きください。

原材料費 1億1,734万2,379円。負担金及び交付金51万2,700円。

次のページでございます。

委託料491万5,028円。雑費は1,040円でございます。公課金812万4,800円。施設管理費482万6,842円。固定資産取得支出ということで中でございますが、車両運搬具購入支出、こちらのほうは車両の購入費ということでございます。29万9,160円ということでなっております。

当期支出合計 2億8,358万457円。当期収支差額270万7,677円であります。

なお、事業報告書及び利用状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第22、報告第9号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第9号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」別紙のとおり報

告をいたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、報告第9号につきまして補足してご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、第2条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに第22条第1項に定める資金不足比率を以下のとおり報告いたします。

実質公債費比率4.3、それ以外の比率につきましては、ゼロ表示となっておりますので、表示する値がないという状況となっております。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提出いたしまして監査委員のほうに審査を受けておりますのでご報告いたします。

以上でございます。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、伊藤光正君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、平成30年度健全化比率審査意見について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

令和元年8月30日。

柳津町代表監査委員、伊藤光正、柳津町監査委員、伊藤 純。

審査の概要であります。1、審査の内容及び2、審査期間、3、審査の要点については、

記載のとおりであります。

次のページにお進みください。

第2、審査の結果を申し上げます。

1、健全化判断比率の状況については、ただいま総務課長報告のとおりであり、数値については次の表に記載いたしました。なお、健全化判断の基準の数値についても併記してありますのでごらんいただきたいと思います。

次に、2、審査総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、平成30年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認いたしました。

また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。

以上で意見書の報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和元年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、まことにお疲れさまでございました。(午後0時21分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 菊地 正

同 議員 齋藤 正志

同 議員 鈴木 吉信